

医政発1030第3号

平成30年10月30日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

衛生検査所指導要領の見直し等について

医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号。以下「改正法」という。）の一部の規定が平成30年12月1日に施行されることに伴い、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号。以下「改正省令」という。）が同年7月27日に公布され、同年12月1日より施行されることとなりました。改正省令の趣旨及び主な内容については「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」（平成30年8月10日付け医政発0810第1号厚生労働省医政局長通知）において周知しているところです。

これを受けて、新たに衛生検査所指導要領を別添1のとおり作成し、併せて既往通知についても下記のとおり整理し、それぞれ本年12月1日より適用することとしておりますので、貴職におかれては、貴管下の関係行政機関、医療機関、衛生検査所、関係団体等に対して、十分周知いただくとともに、関係法令及び本通知別添1「衛生検査所指導要領」に従い、貴管下の衛生検査所に対する指導方よろしく願います。

記

第1 衛生検査所指導要領について

本年 12 月 1 日以降は、改正法及び改正省令が施行され、本通知別添 1「衛生検査所指導要領」が適用されること。

第 2 関連する既往通知の整理について

1 既往通知の改正

- 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和61年 4 月15日付け健政発262号厚生省健康政策局長通知）のうち別添「衛生検査所指導要領」を廃止
- 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）の改正・・・別添 2

2 既往通知の廃止

- 「衛生検査所に対する指導監督の強化及び実態調査について」（昭和 62年 2 月 2 日付け医事第8号厚生省健康政策局医事課長通知）
- 「衛生検査所立入検査実施要綱の送付について」（平成24年 3 月28日付け医政発0328第 1 号厚生労働省医政局長通知）